

伊豆市立学校の教育職員に関する 業務量管理・健康確保措置実施計画

令和8年4月
伊豆市教育委員会

目 次

1. 計画の趣旨・現状 3
2. 目標 5
3. 計画の期間 6
4. 実施する業務量管理・健康確保措置の内容 6
5. 関連する取組、今後のフォローアップについて . . 10

1. 計画の趣旨、現状

(1) 計画の趣旨

本市は、教育大綱の方針として、「人づくりはまちづくり」という基本的な考えのもと、①「未来を描き社会をつくる主体的な学び手の育成」②「愛郷心を育む教育の推進と教育環境の整備」③「地域社会を創る喜びと自分を高める学びの推進」の3つを掲げ、伊豆市の子供たちの健全な育成を目指している。

上記のような子供たちを育成するためには、日々、直接的に子供たちと関わる教育職員一人一人が心身ともに健康で生き生きと子供たちに向き合うことが重要であり、学校において働きがいと働きやすさを実感しながら職務に全うできる環境が整っていることが必要である。

「学校における働き方改革」は、本市が目指す教育の実現や地域社会や保護者からの多様なニーズを受け、より個に応じた教育の展開が求められる教育職員にとって大変重要であると考えます。

そこで、本計画を策定することにより、学校に安心安全が確保され、子供たちにとって魅力的で笑顔のあふれる居場所となるよう実効性のあるものにしていく。

(2) 本市の現状

本市では、平成28年度より静岡県教育委員会が進めている「ワーク・ライフ・バランス推進計画」を受け、所管に属する学校の教育職員の時間外勤務・時間外在校等時間の縮減、休暇取得促進に向け、教育職員一人一人と組織としての学校、それを支援する教育委員会が一丸となって業務改善に取り組んできた。

取組の実効性を高めるためには、学校職員の勤務時間に対する意識改革が不可欠である。そこで、勤務時間の管理を適切に行うため、市内全校における教育職員の勤務時間を把握し、月ごとに長時間労働の目安となる時間を設け、設定した時間を超えることがないよう管理・指導に取り組んできた。

こうした取組の結果、本市における教育職員の時間外在校等時間の状況について、令和6年度は以下のとおりであった。

	年平均	月 45 時間を 上回る割合	月 80 時間を 上回る割合
小学校	月 32 時間 13分	25.4%	0%
中学校	月 35 時間 54分	35.8%	5.8%

【令和6年度の時間外在校等時間の状況】

時間外在校等時間の年平均では、文部科学省が令和 12 年度までに目途としている 30 時間程度に近づいている。本市では、令和6年度より中学校部活動の時間を年

間通して教育課程内の16時30分までと定めたため、中学校教職員の時間外在校等時間が、それ以前と比較して大幅に減少している。

しかしながら、年度始めや成績処理の時期、学校行事が重なる時期に関しては、時間外在校等時間が長くなる傾向があり、特に教頭、教務主任の業務の負担感が大きくなっている。引き続き校内では、諸会議や学校行事等の見直し・工夫、職務の整理を行いながら、チーム学校として組織的に対応することにより、教育の質を向上させるために必要な時間的余裕を創出することが重要である。

市教育委員会では、会議や調査、依頼事項等の精選を行うとともに、人的、物的なさらなる支援の検討を進め、学校運営協議会や地域学校協働本部、各関係機関との連携・協力を進める。

こうしたことを踏まえ、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法第8条に基づき本計画を策定するものである。

2. 目標

○本計画において達成を目指す目標

(1) 時間外在校等時間に関する目標 (いずれも週休日及び休日の勤務時間を含む)

- ・1箇月時間外在校等時間が45時間以下の割合を100%
- ・1年間時間外在校等時間が360時間(月平均30時間)以下の割合を100%

【特例措置】(児童生徒等に係る臨時的な特別な事情がある場合)

- ・1箇月時間外在校等時間が80時間未満
- ・1年間の時間外在校等時間が720時間未満

(2) ワーク・ライフ・バランスや働きがい等に関する目標

- ・年間の年次有給休暇の平均取得日数を15日以上にする (R7年結果 13.5日)
- ・ストレスチェックにおける高ストレス者の割合を5%以下にする (R7年結果 9.2%)
- ・各校の学校評価アンケートにおいて、業務改善や働き方改革、ワーク・ライフ・バランスに関する項目を設定し、その肯定的な評価の割合を90%以上にする
例「自分の働き方を工夫したり改善したりしている」
「ワーク・ライフ・バランスを意識し、仕事以外での自分の時間がもてている」等
- ・各学校は、業務改善や働き方改革の取り組みについて、ランドデザインへ明記し、学校運営協議会において承認を得る。

3. 計画の期間

令和8年度～令和10年度

静岡県教育委員会は、令和8年度から令和10年度までの3年間を新たな期間として「学校における業務改革プラン(業務量管理・健康確保措置実施計画)」を策定した。これを受け、本市においても令和10年度末までに、目標を達成するよう取り組む。

4. 実施する業務量管理・健康確保措置の内容

本市では、本計画期間中の重点事項として、以下の内容に取り組む。

(1)「業務の3分類」を踏まえた業務の見直し

イ 学校以外が担うべき業務

○登下校時の通学路における日常的な見守り活動等(「3分類」①関係)

・教育委員会や学校運営協議会が中心となり、地域づくり協議会や民生委員、交通安全指導員、保護者、地域住民によるボランティアが担う体制を構築する。

○放課後から夜間などにおける校外の見回り、児童生徒が補導された時の対応(「3分類」②関係)

・勤務時間外の見守りについて学校は実施せず、基本的には地域や関係機関に委ねることとする。

・児童生徒が補導等された際には、保護者が第一義的な責任を負うことについて、市教育委員会が発信をする。児童生徒の指導に関して緊急の措置が必要な特別な場合を除き、学校による対応は行わないこととする。

○学校徴収金の徴収・管理(公会計化等)(「3分類」③関係)

・給食費、校納金、その他の学校徴収金については、原則、現金を扱わないようルール化する。

○保護者等からの過剰な苦情や不当な要求等の学校では対応が困難な事案への対応(「3分類」⑤関係)

・教職員の不適切な言動や児童生徒のいじめや問題行動等に係る保護者等からの過剰な苦情や不当な要求等の学校では対応が困難な事案について、市教委や関係機関との連携において対応する。

ロ 教師以外が積極的に参画すべき業務

○学校の広報資料・ウェブサイトの作成・管理(「3分類」⑦関係)

・デジタル連絡ツールの積極的な活用により、紙媒体でのお便り類については極力縮減する。また、当該業務を行う場合は、事務職員やSSS、情報支援員等が積極的に参画するなどの連携を図る。

○ICT機器・ネットワーク設備の日常的な保守・管理(「3分類」⑧関係)

・教育委員会が中心となり、各校の情報担当や情報支援員と連携を図る。

○学校プールや体育館等の施設・設備の管理(「3分類」⑨関係)

・学校プールの使用は、当該学校の実態に応じて外部委託を行う。体育館等の地域開放施設の管理業務については、社会教育課が担う。教育職員は、授業等に付随して行うべき日常点検を中心に担い、社会教育課と連携を図る。

○児童生徒の休み時間における安全への配慮(「3分類」⑩関係)

・安全点検等の必要な措置を予め行ったうえで、学級担任等の特定の教師のみが対応するのではなく、輪番的な役割分担や保護者や地域住民の支援を得るなど、負担軽減を促進する。

○校内清掃(「3分類」⑫関係)

・学級担任等の教育職員は、児童生徒に対する指導を中心に担うものとし、校内清掃の実施回数や範囲の合理化や職員の輪番等の工夫を進めるとともに、保護者や地域住民の支援を得られるように働きかける。

○部活動(「3分類」⑬関係)

・部活動在り方検討委員会にて、部活動の現状と課題を整理し、今後の生徒数の推移を確認しながら、部活動の地域展開を推進する。生涯学習・社会教育との連携により、外部指導者や部活動指導員、クラブチーム等の調整を進め、地域による活動体制づくりを推進する。

ハ 教師の業務だが、負担軽減を促進すべき業務

○給食の時間における対応(「3分類」⑭関係)

・給食時に行う特別活動として行う食に関する指導については、栄養教諭又は学級担任等が実施し、給食時における児童生徒の見守りについては、学級担任のみならず、教職員等による食物アレルギー対応等の緊急時に備えた組織的な体制を構築した上で実施する。

○授業準備(「3分類」⑤関係)

・スクール・サポート・スタッフによる教材の準備、AIを活用した教材や授業案の作成、共有サーバーによる教材教具の共有化を推進する。

○学習評価や成績処理(「3分類」⑥関係)

・採点作業や宿題の提出状況の確認、その他の補助的な業務については、スクール・サポート・スタッフ等を活用する。また、校務支援システムの機能等を活用することによって、成績処理等に係る事務負担を軽減する。

○支援が必要な児童生徒・家庭への対応(「3分類」⑨関係)

・児童生徒の課題の状況に応じ、養護教諭のほか、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、医療的ケア看護師、特別支援教育支援員、医療・福祉関係者、特別支援学校等、効果的・重層的な支援が期待される業務について、これらの人材と教育職員の協働を促進する。特に不登校児童生徒への対応については、教育支援センターの機能強化、子育て支援課による継続的な支援を促進する。また、市関係機関に対して、必要な体制の確保に積極的に参画するよう促す。

(2) 学校における措置の推進

学校における以下の措置を推進することで、教育職員が担う業務の適正化を図る。

・各学校の教育課程における年間総授業時数や週当たり授業時数については、年度当初の計画段階で、標準授業時数を大幅に上回ることがないように設定する。

・学校で計画されている行事等や活動が、形骸化されているものがないか、真に学校教育目標に沿ったものになっているか、児童生徒の力をつけるものになっているか等の視点で学校に見直しを促す。

・電話は、自動音声対応とし、緊急時は市教委が対応する。また電話の通話は録音し、学校への不当な訴えの抑止に努める。

・対応が困難な事案、判断が難しい事案について、法律の専門家の立場から助言が得られるように、市の顧問弁護士に支援を仰げる体制を継続し、周知する。

・学校評価等のアンケート調査は、フォーム等を活用して、集計業務の負担軽減になるよう支援する。

(3) 教育職員の健康及び福祉の確保に関する取組

教育職員の健康及び福祉を確保するため、労働安全衛生法等の規定を遵守するとともに、以下の内容に取り組む。

- ・ストレスチェックの実施率を100%にし、実施後の集団分析の結果等も活用して職場改善の改善を推進する。

- ・心身の健康問題についての相談窓口を設置する。

- ・長期休業における学校閉庁日を週休日等と連続させることで、一定期間まとまって年次有給休暇やその他の休暇が取得できるようにする。

- ・学校ごとに定時退庁日を設けるなど、業務改善「夢」コーディネーターを中心に協議を行い、全教育職員の合意のもと健康や福祉が確保できるよう業務改善や職員厚生を推進する。

5. 関連する取組、今後のフォローアップについて

- ・ 取組の着実な実行を図るため、市内各学校の教育職員の在校等時間の状況を把握し、毎年度、伊豆市の HP で公表するとともに、定例の教育委員会及び総合教育会議において報告することとする。
- ・ 各学校の在校等時間の状況を、教育委員会が毎月確認することや、具体的措置の取組状況などについて、定例教育委員会で報告する。
- ・ 学校での児童生徒等の支援に当たる医療・福祉に関する人材の確保に当たり、関係部局・関係機関とともに取り組む。
- ・ スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等、直接的に児童生徒や保護者とつながることができる人材の配置や支援体制の整備を行う。
- ・ 時間外在校等時間にかかる目標の達成状況については、本市で導入している出勤管理システムで把握し、その他の目標については、ストレスチェックの結果から把握する。
- ・ 教育委員会において、各学校の状況を確認し、本計画の内容に照らして課題が見られるときは、当該学校に聞き取り・指導等を実施する。特に、時間外在校等時間が長時間となっている教育職員がいる学校や、業務の持ち帰りや休憩時間の確保が課題となっている学校に対しては、当該年度中にも速やかに状況が改善されることを目指し、当該学校に対する個別の支援・指導を実施する。
- ・ 各学校における働き方改革の取組が進むよう、様々な機会を捉え各学校へ本計画の周知を行うとともに、管理職向けにマネジメント等に関する研修を充実させるなど、教育委員会からの支援を強化する。各学校においては、校長をはじめとした管理職のリーダーシップのもと、学校運営協議会における協議等も踏まえつつ、本計画に基づき、教職員の働き方改革に向けた取組を実施する。
- ・ 保護者、地域の理解を促進するため、首長部局と連携し、保護者や地域の各自治会等に対して、本市における「業務の3分類」をはじめとする業務量管理・健康確保措置の内容について周知を行うとともに、具体の項目について協力を得られるよう取り組む。
- ・ 具体的な取組として、例えば、市長と教育委員会と地域・保護者の団体等と関係者が合同でメッセージを発信する。